# 総点検実施要領(案)

【道路トンネル編】

平成25年2月

国土交通省 道路局

# 目 次

1.	適用範囲 ····································	1
2.	点検の目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3.	点検対象	1
4.	点検方法	2
5.	変状・異常箇所の判定と記録 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
6.	総点検の実施フロー ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
留意	事項 ····································	5
点栈	- 結果の記録様式 ····································	10

#### 1. 適用範囲

総点検実施要領(案)【道路トンネル編】(以下、「本要領(案)」という。) は、道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する道路における道路トンネルの点検に適用する。

なお、本要領(案)は、第三者被害の影響が大きいと想定される幹線道路を主 として適用するが、その他の道路にも準用できる。

また、本要領(案)は、主として市町村が総点検を実施する際の参考として作成したものであり、各道路管理者が別の点検要領などにより本要領(案)の点検内容を越えての点検等を実施することを妨げるものではない。

#### 2. 点検の目的

第三者被害を防止する観点からトンネル本体工の変状、道路附属物等の取付け状態等の異常を把握するための点検を実施するものであり、あわせてたたき落としや、締直しによる応急的な措置を行うことを目的とする。

#### 3. 点検対象

表-1に示すトンネル本体工及び道路附属物等を対象とする。なお、表-1 に示すもののほか、現地状況により第三者被害発生の恐れがあるものについて は、点検対象に適宜追加すること。

表一1 点検対象箇所

	衣 <sup>一</sup>
区 分	点検対象箇所
トンネル本体工	・覆工(吹付けコンクリート仕上げの場合を含む)
	・坑門
	・内装板
	・天井板(吊り金具、固定金具、固定部付近および台座部
	の覆エコンクリートを含む)
	・路面、路肩および排水施設 等
道路附属物等	下記トンネル内の附属物の本体、取付け金具類(吊り金具、
	ターンバックル、固定金具、アンカーボルト・ナット、継
	手)、固定部付近の覆エコンクリートを含む
	- 照明
	• 標識
	・ジェットファン
	・警報表示板
	・吸音板
	・ケーブル類等

#### 4. 点検方法

巻末表-1に示すように点検対象箇所に応じ、近接目視点検、打音検査、触 診により変状や異常の有無を確認する。

#### 5. 変状・異常箇所の判定と記録

以下の判定を実施し、指定の様式に記録する。

#### 1) 判定区分

表-2のうち、第三者被害の可能性がある本体工の変状と附属物の異常の抽出、ならびにその状況がわかる写真を撮影し、写真番号とともに状況を点検記録表に記録する。

表-2 定期点検結果の判定区分の目安 (トンネル本体工、道路附属物等共通)

	判定区分	判定の内容
×	変状・異常あり	本体工の変状や附属物の取付け等の異常がある場合。
0	変状・異常なし	本体工の変状や附属物の取付け等の異常がない か、あっても軽微な場合。

#### <参考>

表-2に示す「変状・異常あり」については、巻末表-2に点検箇所、変状・異常の種類毎の判定基準を示す。

なお、本要領(案)での〇及び×の判定区分と既存の点検要領の対比を参 考表-1に示す。

参考表-1 既存の点検要領の判定区分との対比

		対比する既存の要領の判定	区分
本要領(案)の 判定区分	道路トンネル 定期点検要領(案)	保全点検要領 (構造物編)	附属物(標識、照明施設 等)の点検要領(案)
	国土交通省道路局国道課 (平成14年4月)	東·中·西日本高速道路株式会社 (平成24年4月)	国土交通省道路局国道·防災課 (平成22年12月)
×	A,B	AA、A1~A2、B	ш,п
0	S	OK	I

# 2) 記録様式

点検結果を様式ーA、B、C、Dに記録する(記録様式は本要領(案)の 巻末に添付する)。

記録は次回点検時に活用できるよう保管する。

※各様式において、トンネルごとの起点及び終点の緯度・経度を世界測地系で O. 1″単位まで記載することとする。

#### 6. 総点検の実施フロー

総点検の実施フローを図-1に示す。

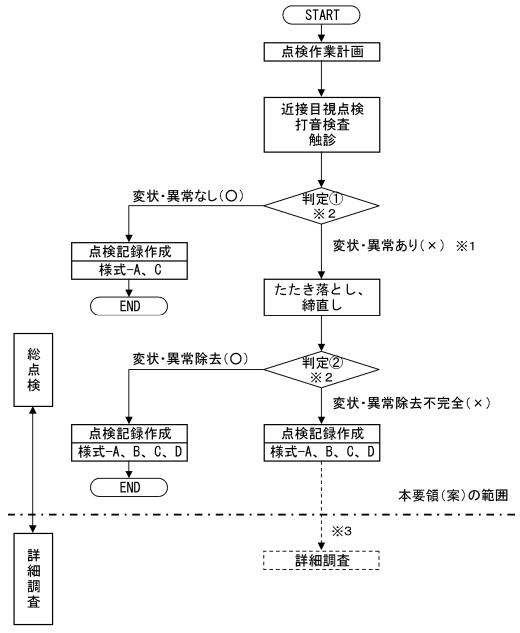


図-1 総点検の実施フロー

- ※1 近接目視点検、打音検査、触診により「変状・異常あり」となった場合は、必要に応じ、たたき落とし、締直しの措置を行い、措置前後の 判定区分をそれぞれ様式-Cに記録する。また、たたき落とし、締直 しが不要の場合は、「一」を記入する。
- ※2 判定①は、「たたき落とし、締直し前」の判定、判定②は、「たたき落とし、締直し後」の判定をいう。記入方法は点検結果の記録様式-Cを参照する。
- ※3 変状・異常の原因が不明な場合は、専門家の助言を受けることが望ま しい。

# 留意事項

#### ①トンネル本体工の点検の省略

「道路トンネル定期点検要領(案) 平成 14 年 4 月 国土交通省道路局 国道課」及びこれに準じる点検基準に基づき、トンネル本体工の点検を継続 的に実施しており、点検記録が確認できるトンネルは、トンネル本体工の点 検を省略することができる。

また、天井板を有するトンネルで、「トンネル天井板の緊急点検について 平成24年12月3日 事務連絡」により点検を実施したトンネルは、天井板 の点検を省略することができる。

#### ②トンネル内の道路附属物等の点検の省略

今年度に「トンネル内の道路附属物等の一斉点検について 平成24年12月7日 事務連絡」により点検を実施したトンネルの道路附属物等のうち、 点検済みの附属物は、点検を省略することができる。

#### ③道路占用物件が存在する場合について

トンネル内に占用物件が存在する場合は、道路管理者は占用者に対し、点検を実施するよう要請することとする。

#### 4)緊急性を要する変状・異常について

点検時に緊急性を要する変状・異常を確認した場合は、速やかに緊急措置 を講じるものとする。

#### ⑤他施設における点検との連携について

点検にあたって、他施設の点検結果を活用するなど、連携を図ることが望ましい。

巻末表-1 点検箇所毎の点検方法の組み合わせ

		点検箇所	変状・異常の種類	点検方法
			ひび割れ、段差	近接目視点検、打音検査
			うき、はく離、はく落	近接目視点検、打音検査
			傾き、沈下、変形	近接目視点検
		コンクリート	打継目の目地切れ・段差	近接目視点検、打音検査
			漏水、つらら、遊離石灰、側氷	近接目視点検
			豆板やコールドジョイント部のう	近接目視点検、打音検査
l			き、はく離、はく落	
	覆工		ひび割れ、段差	近接目視点検、打音検査
		吹付けコンクリート	うき、はく離、はく落 傾き、沈下、変形	近接目視点検、打音検査 近接目視点検
		表的のコンテナー	漏水、つらら、遊離石灰、側氷	近接目視点検
			豆板部のうき、はく離、はく落	近接目視点検、打音検査
		補修材	補修材のうき、はく離、はく落	近接目視点検、打音検査
		漏水対策工、  本体	腐食、亀裂、変形、欠損	近接目視点検、触診
		│ │ はく落防止 │ ボルト・ナット │ │ 対策工 │(取付け金具)	腐食、脱落、ゆるみ	近接目視点検、打音検査、触診
		•	ひび割れ、段差	近接目視点検、打音検査
レネ			うき、はく離、はく落	近接目視点検、打音検査
ルル		コンクリート	傾き、沈下、変形	近接目視点検
本	坑門		鉄筋の露出	近接目視点検、打音検査
体工			豆板やコールドジョイント部のうき、はく離、はく落	近接目視点検、打音検査
		補修材	補修材のうき、はく離、はく落	近接目視点検、打音検査
	内装板	本体	変形、破損、がたつき	近接目視点検、触診
			変形、破損	近接目視点検、打音検査、触診
		本体	ひび割れ、段差	近接目視点検、打音検査、触診
		77 PT	うき、はく離、はく落	近接目視点検、打音検査、触診
			漏水、つらら	近接目視点検、打音検査、触診
	天井板		ゆるみ・脱落	近接目視点検、打音検査、触診
	7771 1/2	吊り金具	破断	近接目視点検、打音検査、触診
		固定金具	腐食	近接目視点検、打音検査、触診
			変形・欠損	近接目視点検、打音検査、触診
		固定部付近および台座部の覆工 コンクリート	ひび割れ、うき、はく離、漏水、 遊離石灰の有無	近接目視点検、打音検査、触診
	路面、路肩	路面、路肩	段差、ひび割れ、 路面・路肩の変形	近接目視点検
	および排水施設	および排水施設	滞水、氷盤、沈砂	近接目視点検
Н		本体	がたつき	触診
道	照明		亀裂	近接目視点検、打音検査、触診
路	標識	取付け金具	ゆるみ・脱落	近接目視点検、打音検査、触診
附	ジェットファン 警報表示板	(吊り金具、ターンバックル、 固定金具、アンカーボルト・	破断	近接目視点検、打音検査、触診
属	□ <del>□</del> 報表示版   吸音板	回足並具、アンガーホルト・   ナット、継手)	腐食	近接目視点検、打音検査、触診
物等	ケーブル類	/ / I \ qq= 1 /	変形・欠損	近接目視点検、打音検査、触診
📅		固定部付近の覆エコンクリート	ひび割れ、うき、はく離、漏水、 遊離石灰の有無	近接目視点検、打音検査、触診
_			In-the Charles I tom	1

※煉瓦、石造り、素掘りトンネルの場合は、本要領(案)を踏まえ、現地状況に応じて点検を実施すること。

# 巻末表-2 点検結果の判定基準一覧表(1/4)

本要領(案)において判定区分×となる変状・異常を下表に示す。

なお、判定区分内のa、bは、それぞれ「道路トンネル定期点検要領(案) 平成 14 年 4 月 国土交通省道路局国道課」に記載されている、「判定区分A」、「判定区分B」相当を指す。

#### トンネル本体工

トンネル本体工		変状・異常	判定区分 ×
が大回が		の種類	a b
覆工		ひび割れ、 段差	急激にひび割れが進行しており、ブ天端や肩部で幅3mm以上、延長方向にロック化して落下する可能性があり、5m以上の規模を有する場合、また交通の支障となるおそれがある場合。 は、ひび割れが多い場合。
		うき、 はく離、 はく落	コンクリートのはく離が発見された場はく落に結びつく、うき(圧ざ)が発合、あるいは、うきの部分がはく落す見された場合。 る可能性があり、交通の支障となるお それがある場合。
	コン	傾き、沈下、 変形	目視により、明らかに傾き、沈下、あ 左記の場合で交通に支障のない場合。 るいは変形している場合で、交通の支 傾きの兆候と判断される輪切り状のひ 障となるおそれがある場合。 び割れが明瞭に見られる場合。
	l	打継目の目地 切れ・段差	目地のずれ、開き、段差等により止水  左記の場合で交通に支障のない場合。  板や、目地モルタルが落下し、引き続   きその可能性があり、交通の支障とな  るおそれがある場合。
		漏水、 つらら、 遊離石灰、 側氷	大規模な漏水、つらら、側氷で交通に 左記の場合で交通に支障のない場合。 支障がある場合。
		豆板 やコールト゛ ジョイント部のう き、はく離、 はく落	コールドジョイント、豆板の周囲では 左記の場合で交通に支障のない場合。 く離、はく落が発見された場合、ある いは、うきの部分がはく落する可能性 があり、交通の支障となるおそれがあ る場合。
		ひび割れ、 段差	急激にひび割れが進行しており、ブ天端や肩部で幅3mm以上、延長方向に  ロック化して落下する可能性があり、   5 m以上の規模を有する場合、また  交通の支障となるおそれがある場合。   は、ひび割れが多い場合。
	吹付	うき、 はく離、 はく落	コンクリートのはく離が発見された場合、あるいは、うきの部分がはく落す見された場合。 る可能性があり、交通の支障となるお それがある場合。
	けコンク	傾き、沈下、 変形	目視により、明らかに傾き、沈下、あ 左記の場合で交通に支障のない場合。 るいは、変形している場合で、交通の 傾きの兆候と判断される輪切り状のひ 支障となるおそれがある場合。 び割れが明瞭に見られる場合。
	リート	漏水、 つらら、 遊離石灰、 側氷	大規模な漏水、つらら、側氷で交通に  左記の場合で交通に支障のない場合。   支障がある場合。
		豆 板 部 の うき、はく離、はく落	豆板の周囲ではく離、はく落が発見さ 左記の場合で交通に支障のない場合。 れた場合、あるいは、うきの部分がは く落する可能性があり、交通の支障と なるおそれがある場合。
		· ・ 材のうき、 離、はく落	補修された箇所で、補修材やその周囲 左記の場合で交通に支障のない場合。 ではく離、はく落が発見された場合、 あるいはうきの部分がはく落する可能 性があり、交通の支障となるおそれが ある場合。

# 巻末表-2 点検結果の判定基準一覧表(2/4)

本要領(案)において判定区分×となる変状・異常を下表に示す。

なお、判定区分内のa、bは、それぞれ「道路トンネル定期点検要領(案) 平成 14 年 4 月 国土交通省道路局国道課」に記載されている、「判定区分A」、「判定区分B」相当を指す。

#### トンネル本体工

点検箇所	変状・異常	判定区	分 ×
	の種類	а	b
坑門	ひび割れ、段差	急激にひび割れが進行しており、ブロック化して落下する可能性があり、 交通の支障となるおそれがある場合。	
	うき、はく離、はく落	合、あるいは、うきの部分がはく落す る可能性があり、交通の支障となるお それがある場合。	
	傾き、沈下、 変形	目視により、明らかに傾き、沈下、あるいは、変形している場合で、坑門背面に傾きの兆候と判断される輪切り状のひび割れが明瞭に見られる場合で、交通の支障となるおそれがある場合。	左記の場合で交通に支障のない場合。
	鉄筋の露出	コンクリート塊の抜落ち等により、鉄 筋が露出して交通の支障となるおそれ がある場合。	左記の場合で交通に支障のない場合。
	豆板やコールド ジョイント部のう き、はく離、 はく落	コールドジョイント、豆板の周囲では く離、はく落が発見された場合、ある いは、うきの部分がはく落する可能性 があり、交通の支障となるおそれがあ る場合。	
	補修材のうき、はく離、はく落	補修された箇所で、補修材やその周囲ではく離、はく落が発見された場合、あるいは、うきの部分がはく落する可能性があり、交通の支障となるおそれがある場合。	
内装板	変形、破損	大規模な変形、破損があり、交通に支 障がある場合。	左記の場合で交通に支障のない場合。
天井板	変形、破損	大規模な変形、破損があり、交通に支 障がある場合。	左記の場合で交通に支障のない場合。
	ひび割れ、段差		は、ひび割れが多い場合、左記の場合 で交通に支障のない場合。
	うき、はく離、はく落	コンクリートのはく離、発見された場合、あるいは、うきの部分がはく落する可能性があり、交通の支障となるお それがある場合。	はく落に結びつく、うきが発見された 場合。
	漏水、つらら	大規模な漏水、つらら、側氷で交通に 支障がある場合。	左記の場合で交通に支障のない場合。
路面、路肩および 路面排水施設	段差、ひび割れ、 路面・路肩の変形	側方および下方からの応力の影響により、舗装および路面排水工に、段差、 ひび割れ、路肩変形の異常があり、交 通に支障がある場合。	
	滞水、氷盤、沈砂	土砂が詰まる等、何らかの原因で集水 桝、排水工等に滞水があり、交通に支 障がある場合。	左記の場合で交通に支障のない場合。

#### 巻末表-2 点検結果の判定基準一覧表(3/4)

本要領(案)において判定区分×となる変状・異常を下表に示す。 なお、判定区分内のa、b、cは、それぞれ「保全点検要領(構造物編) 平成 24年4月 東・中・西日本高速道路株式会社」に記載されている、「判定区分AA」、 「判定区分A1~A2」、「判定区分B」相当を指す。

#### トンネル本体工のうち補修材

	 点検箇所	変状・異常		判定区分 ×	
		の種類	a	b	С
はく落防止る漏水対策に	本体	腐食・亀裂・ 変形・欠損	生じ、脱落している若しくは恐れがある。 腐食・変形等により通水	漏水がみられる。 はく落対策機能が低下し ている。	損していない。 樋の軽微な亀裂。変形な
対工、策工		腐食・脱落・ゆるみ	ている、若しくは恐れが あり、漏水防止樋・はく 落対策施設の脱落の恐れ	ボルト・ナットが脱落している、若しくは恐れがあるが、漏水防止樋・はく落対策施設の脱落の恐れはない。	ナットが脱落していな い、若しくは恐れがな

#### 巻末表-2 点検結果の判定基準一覧表(4/4)

本要領(案)において判定区分×となる変状・異常を下表に示す。 なお、判定区分内のa、bは、それぞれ「附属物(標識、照明施設等)の点検要 領(案) 平成22年12月 国土交通省道路局 国道・防災課」に記載されている、 「判定区分Ⅲ」、「判定区分Ⅱ」相当を指す。

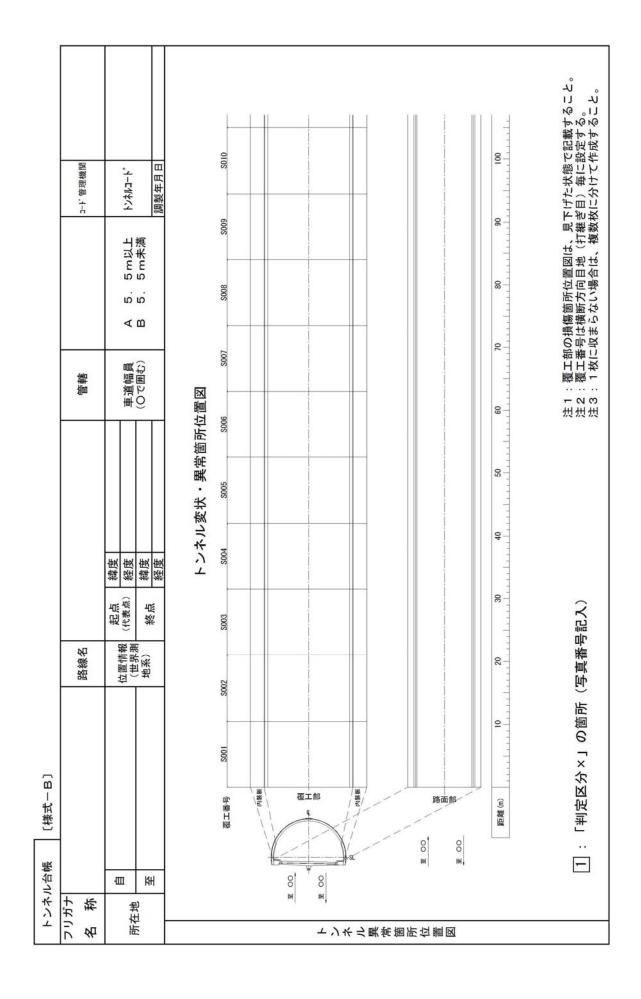
#### 道路附属物等

点検箇所	変状・異常	判定区	分 ×
	の種類	а	b
本体	がたつき	がたつきがある。	_
	亀裂	亀裂がある。	_
取付け金具 (吊り金具、ターンパックル、固定	腐食		錆は表面的であり、著しい板厚の減少 は視認できない。 孔食が生じている。
金具、アンカーボ ルト・ナット、継	ゆるみ・脱落	ボルト・ナットの脱落がある。	ボルト・ナットのゆるみがある。
手)	破断	ボルトの破断がある。 取付け金具等の部材の破断がある。	_
	変形・欠損	著しい変形、または欠損がある。	変形、または欠損がある。
固定部付近の覆エ コンクリート	ひび割れ、うき、 はく離、漏水、 遊離石灰の有無	据付箇所における漏水やクラックなど の発生がある。	_

点検結果の記録様式

	里機関	*1	888																						
	コード管理機関	トンネルコード	調製年月	個数					Г																
		5m以上		施設の内訳	非常用電話	押ボタン通報装置	火災検知器	警報表示板	点滅灯	音信号発生器	誘導表示板	排煙設備	公 罢、辨知、	西無 田田 田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	消火栓	消火器	給水栓	無線通信補助装置	ラジオ再放送設備	拡声放送設備	水噴霧設備	^ 1 I	非常用電源設備	非常駐車帯	方向転換
		A 5		施		通報装置			非常警報裝	<b>ķ</b>		避難誘導	設備		#110€/11 浙江	涓不改哺					<b>そ</b> の色の 認	1			
					_					- N		Δ,	7 14	7#	非純	田和	副部								
	舞	車道幅員	囲む)							更新年次															
	Яш	中	9	L						個数															
				別	10	積	更新年次	別	更新年次	種別・方式															
				種	世	屉	更新	種	更新	設	照明	換気	標識	警報表示板	吸音板										
		緯度 経度	韓 韓 華		舞	採		井	¥	摇				4.5	宝宝	厩犁	李				逍	民	;	特記	1
		起点 (代表点)	終点																更新年次						
	路線名	位置情報 (世界測	超(米)																管理者名						
				トンネル等級	交通量	内装種類	天井板種類	起形式	点 延長	<b>松</b> 形式	点延長	アーチ	報用	300	インバート	アーチ	側壁	インバート	计法						
				マゾ	以	五	天井		坑			4	ŘΗ	巻回			<b>非</b>		類						
200																			種						
[様式-A]								\													a #	を存	=		
(榛)																									
多機		個	KH	٠ <u>۲</u>	尔	X分	7類	年次	単		操	2 型	10		<b>美帽</b>	3年高	画	聖	勾配	(間長	区間長	起点側加水下	曲線半径	終点側加水子	出
トンネル台帳	ガナ 称	₹.	3	П	M	一般有料区分	トンネル分類	完成/供用年次	トンネル延長	エかぶり	内空断面積	道路	担		步道等幅	建築限界高	中央高	有効高	縦断勾配	直線区間長		目禁			トンネル工法
3	フリガナ名 名 称	品 社	2	東次	区分		7	完成	3	H	图		雪	∝		-	同れ				鉄	半			7

※太枠の部分については必須入力とし、その他の項目は任意で入力することとする。 ※緯度・経度については0.1"単位まで記入することとする。

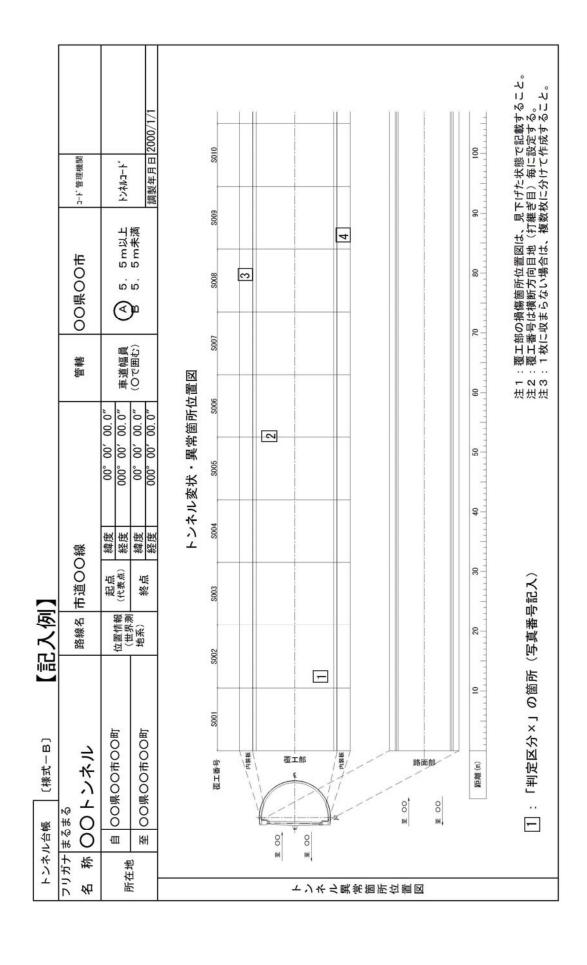


	音棒	車道幅員 A 5.5m以上 トンネルコード (Oで囲む) B 5.5m未満 調製年月日		判定② (たたき落とし、 ( 前回との比較 対応方針 報直に後の 判定区分)										_	<b>箇</b> 所
	路線名	起点 緯度 車道   位置情報 (代表点) 経度 車道   (世界測地系) 終点 緯度 (〇で   経度 (〇で		点検箇所の 変 状 の 種 類 区分											-
[様式-C]	器		点体裡別 使用器具	判定① (たたき落とし、 締直し前の 判定区分)											箇所
結果総括表				部位区分						g -					トンネル本体エ
点検調書 トンネル点検結果総括表	フリガナ 名 称	所在地 至	点 検 者	選工 番号 競技 (m)			40.44	粘	番						変状・異常

	コード管理機関	5.5m以上 いかコード 5.5m米猫	調製年月日													
	<b>等</b>	車道幅員 A (〇で囲む) B		뇸	中	*	重類	>>	- 11	台	中	- マ	重類	分	- 11	
		起点 緯度 (代表点) 経度 維度	- 終	台 果		部位区分	変状の種類	判定区分	*	写真番号		部位区分	変状の種類	判定区分	₩ *	たたき落とし、締直しを実施した場合は、実施後の写真を添付すること。 応急対策を実施した場合は、その実施状況が分かる写真を添付すること。
変状写真台帳 [様式-D]	路線名	白 位置情報 (世界測	至													cたき落とし、締直しを実施した場合 S急対策を実施した場合は、その実施
点検調書	フリガナ 名 称	所在地		写真番号	覆工番号	部位区分	変状の種類	判定区分	H *	写真番号	覆工番号	部位区分	変状の種類	判定区分	H *	**

コード・管理機関	トンネルコード		調製年月日 2000/1/1	個数 型式 更新年次																					
_	5 m 以 上	担米 400		設の内訳	非常用電話	<b>開業 発票に</b> は な が が が が が に の に る に の に の に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に に る に る に る に る に る に る に る に に に る に に る に に に に に に に に に に に に に	火災検知器	警報表示板	点减灯	音信号発生器	誘導表示板	排煙設備	外 宏、开学和、	<b>姓無</b> 畑哈	消火栓	消 火 器	給水栓	無線通信補助装置	ラジオ再放送設備	拡声放送設備	水噴霧設備	$\land$ 1	非常用電源設備	<b>崇車</b>	方向転換
)県00市	ις.	ດ ດ		施		通報装置			非常警報			1111			世心でいま	用人以用					かの街の調響を	1			
0			4							×		Δ,	) 4¢	≥#	非洲	田 福	以								
御	車道幅員	(Oで (Oで (Dで)							549	-											62				
	6257 19235	1 1		i 別	10	1 積	新年次	1 別	新年次	種別·方式				X											
				種	宣	担	更	種	更	施設	照明	換気	標識	警報表示	吸音板										
)線	韓摩粹度	韓	経度		舞	採		推	¥	1				泗智	宝宝	麗者	報名		.,		道	光	- 1	‡ 記	ļ
100	起点(代表点)	然																	更新年次						
路線名	位置情報	(中宋) 岩米()																	管理者名						
				ネル等級	通量	装種類	+板種類	起形式	点 延長	$\overline{}$	点 延長	アーチ			インバート	アーチ	側壁	インバート	寸 法						
	_			7	交	K	¥¥		华			4	Ν̈́Н	₩₪		-	十谷		類						
ح	100E	100E	l																種		лÆ	忆±			
アンネノ	)0県00市	)0県00年						\										10			- u	# 4			
まるま 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	<b>⊞</b>		7	٠,	次	次	凝	丰次	単		柳瓜	哩			雪	界高	100	恒	]配	間長	玄間長	<b>足点側</b> ロソイド	排件径	容点側 ロバド	出
	:	<del>】</del>	1	П	M	有料区	ネル分	/供用4	ネル延	かぶり	2断面	道路			步道等	建築限	中	有効	縦断车	直線区				- 17	トンネル工法
さる	}	<b>小</b> 在	ł	か	区分	一般	3	完成人	ゾ	H	内3		聖				<b>値</b> れ	,		A 10	禁	半			3
	カナ まるまる   路線名   市道OO線   管轄   OO県OO市     称   OOトンネル	まるまる OOトンネル   路線名   市道OO線     自   OO県OO市OO町   位置情報   (代表点) 経度   86   000° 00° 00° 00° 00° 00° 00° 00° 00° 00	まるまる     B 総名   市道〇〇線   管轄   ○○県〇〇市〇町     単名   本名   本名	まるまる   管轄   CO県OO市OO市     自 OO県OO市OO市   位置情報 (世界)   起点 (大表点) (大表点) (株表 (大表点) (大文和 (大文本点) (大文本元) (大文本	まるまる   B線名 市道〇〇線 市道〇〇線 本道   本道   本道   本道   本道   本道   本道   本道	まるまる   上まります   上まります。 日本の	まるまる     一下人人人     監線名 市道〇〇線     正覧 (○で田 ) (	まるまる     一片     由着のの様々のののののののののののののののののののののののののののののののののの	まるまる     一分人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人	まる。   B8線名 市道〇〇線   市道〇〇線   管轄 〇〇県〇〇県〇〇市〇町 (中)	まものでののののののののののののののののののののののののののののののののののの	まも	まも	7カナ   まるまる   1カナ   1	7カナ   1カナ   1カ	7カナ   〒6元 6   1カナ   1カナ	1	1	1.70	1 対	1777   まるまる   1777   1782   1884   1792   1794   1884   1793   1884   1795   1795   1884   1795   1795   1884   1795   1884   1895	1777   まるまる   1777   まるまる   1777	5	5   5   5   5   5   5   5   5   5   5	17   17   17   17   17   17   17   17

※太枠の部分については必須入力とし、その他の項目は任意で入力することとする。 ※緯度・経度については0.1"単位まで記入することとする。



【記入例】	一日   日の回のの   神楽   一日   一日   一日   一日   一日   日の回のの   日の回のの	に に に に に に に に に に に に に	(S)	000 00, 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00	検査/触診	打音検査用ハンマー	判定②   変状の種類 (たたき落とし、前回との比較 対応方針	変状・異常なし	ひび割れ [写真1]	軽微なひび割れ	変状・異常なし	うき [写真2] × 緊急対応が必要	軽微なひび割れ	ボルトゆるみ [写真3] O	いび割れ [写真4] ×	軽微なひび割れ					2 箇所	0 箇所
[様式-C]	<b>水砂</b> 粉		位置	(世界測地系)	点検種別	使用器具	判定① (たたき落とし、 締直し前の 判定区分)	0	×	0	0	×	トンネル本体工	×  道路附属物	× トンネル本体工	トンネル本体工					3 箇所	1 箇所
果総括表		ネル	00県00市00町	00県00中00町			部位区分	1	覆工 (アーチ)	覆エ(アーチ)	1	覆エ (アーチ)	覆工(左側側壁)	照明取付け金具	覆工(右側側壁)	1					トンネル本体エ	道路附属物等
トンネル点検結果総括表		00トンネル	自〇〇階〇	至 00県0	点検年月日 2013/4/1	00会社	<b>覆工 覆工</b> 番号 (m)	3001 10.5	8002 10.5	S003 10. 5	8004 10.5	S005 10. 5	3006 10.5	8007 10.5	3007 10.5	8008 10.5						箇所数合計 ]
点検調書	15	名称	‡  -	<u></u> 对在地	点検年月日	点檢者	<b>8公</b> 林田	Ø	Ø	Ø	Ø	Ø			数 S S						変光	簡別

対応方針欄は、変状・異常の除去が不完全で、緊急対応が必要な場合に記入すること。 1区間の覆工に複数の変状・異常がある場合は、変状・異常箇所毎に記入すること。 各覆工番号において、判定区分〇の場合についても記入すること。 \* \* \*

点檢調書	変状写	変状写真台帳 [様式-D]		同识	[記入例]						
フリガナ 格 巻	#2#9 00	まるまる	路線名	市道OO線	)線		- Am	量	00県00中	コード管理機関	
‡ ;	4	00県00市00町	位置情報	起点(代表点)	<b>整</b> 整	00° 00′ 00.0″	<u> </u>	車道幅員	(A) 5. 5m以上	いなルコード	
別住地	KHI	00県00市00町	(水型)	終点	緯度経度	000° 00′ 00	00.00″	(囲む)		調製年月日 2000/1/1	
写真番号		_					写真番号	က			
覆工番号	SS	8002					覆工番号	2007			
部位区分	<u> </u>	覆工 (7-+)	推	写真添付			部位区分	照明 取付け金具	章 変状・	• 異常写真添付	
変状の種類	15	ひび割れ					変状の種類	ボルト ゆるみ			
判定区分	5.5%	×					判定区分	×			
₩ *\							¥	ボルト締直し	直に		
写真番号	STATE	2					写真番号	4			
覆工番号	SS	9008					覆工番号	8007			
部位区分	(7	覆エ (アーチ) 変状	華	写真添付			部位区分	覆工頂部	変状	• 異常写真添付	
変状の種類	五 こ	₩					変状の種類	ひび割れ	٠		
判定区分	540	×					判定区分	×			
₩ *	たた。第二者	たたき落としを実施したが、完全にうきを除去できなかった。 第三者被害の恐れがあるため、応急対策を要する。	こうきを除去 急対策を要す	去できなか する。	った。		¥ H	たたき落としを 側壁部であり、		実施したが、完全にうきを除去できなか 第三者被害の恐れは低いと考えられる。	った。
≫	++++	ナセキ坊 に	ナーは		名の下古	本体後ので言えぶはする	ا 7				

※ たたき落とし、締直しを実施した場合は、実施後の写真を添付すること。※ 応急対策を実施した場合は、その実施状況が分かる写真を添付すること。